

2021年3月18日

埼玉県経営者協会  
会長 石井 進 殿

日本労働組合総連合会  
埼玉県連合会  
会長 近藤 嘉



## 「取引の適正化」の実現に向けた要請について

貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は当連合会の運動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

取引の適正化は、中小企業が利益を確保し、賃金や労働条件を向上させ、さらには働き方の見直しを行うためにも不可欠である。また、年に5日間の年次有給休暇の取得義務や時間外労働の上限規制などの「働き方改革関連法」は、中小企業にも適用される。

政府は働き方も含めた取引の適正化の実現に向けて職種別の「下請適正取引等推進のためのガイドライン」や「自主行動ガイドライン」の策定が進められているが、中小企業庁「平成30年度取引条件改善調査」によると「急な対応の依頼が増加した」などの影響が出ていると4割強が回答しており、そのうち、受注側事業者が影響に伴い発生した負担を「発注側事業者は負担していない」と回答した受注側事業者は7割超となっている。また、長時間労働につながる業界特有の課題が「ある」と回答した割合は4割強となっている。また、「短納期」「多頻度納入」など発注側要望に応えるために長時間労働となっている実態もうかがえる。

こうした状況を踏まえ、国は毎年11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは行わない」などの周知・啓発に取り組んでいる。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少などを理由とした親事業者の受領拒否や買いたたきなどを抑制するため、下請等中小企業との取引に関する「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請け取引Q&A」も作成されている。

連合は、2021年春季生活闘争をつうじて、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」に取り組んでおり、商慣習の見直しなども含め、すべての働く者の処遇改善につながる取り組みを進めており、下記の点について特段の配慮をいただきますよう要請いたします。

### 記

1. 2020年4月に適用された中小企業への「時間外労働の上限規制」について、周知・指導を行うとともに、適切に管理できる環境整備や支援を行うこと。
2. 「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会）にもとづき、働き方を含めた適正な取引が行われるよう、企業に対し監督・指導を徹底すること。とりわけ、相談窓口や大企業訪問により把握した「しわ寄せ」事案に対して厳正に対応するとともに、関係省庁および地方経済産業局などに対し確実に情報共有すること。

以上